

## (仮称) 滋賀県が締結する契約に関する条例骨子案について

### 1 趣旨等

- ・県の契約は、公共工事や業務委託、物品の購入など多岐にわたり、契約金額の合計額が1,000億円を超える規模となっている。
- ・県の契約に係る手続きについては、地方自治法等の法令に基づき「公正性・経済性・競争性の確保」を原則として適正に執行することが求められているほか、「品質の確保」を含む契約の本来の目的を達成することに加えて、契約やそれに至る過程を通じて、県内企業の受注機会の増大などによる「地域経済の活性化」や、グリーン購入の推進などの「社会的価値の実現」といった様々な効果を発揮することが期待されている。
- ・県の契約に関する基本理念や県および契約の相手方の責務、県の契約に関する基本的な事項を定めることにより、県の契約に関する制度の公正かつ適正な運用および一定の行政目的の実現に向けた県の契約の活用を図り、もって本県の経済および社会の持続的な発展に寄与することを目的として条例を制定しようとするもの。

### 2 令和2年度における検討の経過

令和2年（2020年）

9月8日～10月15日	契約の在り方検討懇話会（3回）
9月9日	常任委員会（P T中間報告、懇話会について説明）
10月13日～10月22日	関係団体との意見交換（7団体）
12月14日	常任委員会（条例化の方針について説明）

令和3年（2021年）

2月1日	契約の在り方検討懇話会（条例化の説明、意見聴取）
------	--------------------------

### 3 今後の予定

令和3年（2021年）

3月9日	常任委員会（条例骨子案の説明）
3月中旬	関係団体との意見交換（条例化の説明、意見聴取）
6月上旬	常任委員会（条例素案の説明）
6月中旬～7月中旬	県民政策コメント
8月中旬	常任委員会（県民政策コメント結果の報告）
9月中旬	県議会9月定例会議 <b>条例案提案</b> （予定）